

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中第七十八条の改正規定及び第七十九条の二の改正規定を削る。

第二条のうち第七十九条の四の改正規定中『、「地域住民の生活に」を「地域における」に』を削る。

第二条中第七十九条の五の改正規定及び第七十九条の七の改正規定を削る。

第二条のうち第九十八条の二の改正規定中『同条第一号中「を変更した者」を「又は事業者協力型自家用有償旅客運送を行うかどうかの別を変更したとき。」に改め、同条第二号』を「同条各号」に改める。